

12. 保育料算定および階層認定について

- ・0歳～2歳クラスの保育料（利用者負担額）は、次の項目に基づき決定しています。
- ・3歳～5歳クラスの保育料は無償です。ただし給食費が発生します。
給食費は施設によって異なりますので、くわしくは施設情報一覧（P.41～P.54）をご覧ください。

1. 保育料算定および階層認定の方法（以下「保育料」で説明します）

(1) 保護者の市民税所得割額と、世帯の状況で決まります。

児童と生計をひとつにしている保護者の市民税所得割額の合計額により、那覇市の「階層別保育料算定表」（P.38）に基づいて算定します。

また、前期保育料（4～8月分）は令和7年度の課税額で算定し、後期保育料（9～3月分）は令和8年度の課税額で算定します。

例）令和8年度の保育料を決定するとき

年	令和 8 年										令和 9 年		
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
課税年 収入	前期保育料（令和 7 年度の課税額で算定） （令和 6 年 1 月～ 12 月分の収入）					後期保育料（令和 8 年度の課税額で算定） （令和 7 年 1 月～ 12 月分の収入）							

(2) 保育料の変更について

市民税額の変更や世帯状況が変わった場合は、こどもみらい課にお申し出ください。保育料の変更は申請のあった日の翌月からの適用となりますので、減額対象となる事項についてはお早めにお申し出ください。

(3) 保護者の課税情報が確認できないときは、保育料が最高額になります。

① 保護者が他市町村在住だった世帯

課税年の1月1日時点で他市町村在住の方で、課税情報が確認できない場合は最高額で決定します。

正しく保育料を算定するためには、次のア～ウのいずれかをご提出ください。

ア）申込書（様式1）に個人番号（マイナンバー）と課税年1月1日時点の住所地を記入

イ）市町村民税課税証明書

ウ）（国外就労の場合）年間収入を証明する書類

※保護者2人とも他市町村在住だった場合は2人分必要です（非課税や扶養控除に入っている場合も必要）。

② 保護者が収入申告を行っていない世帯

収入申告を行っていない方は課税情報が確認できないため、最高額で決定します。

正しい保育料を算定するためには、お早めに収入申告を行ってください。

・収入がなかった方も申告が必要です。

・扶養に入っている方は、被扶養者として申告が必要です。

（税申告については、那覇市市民税課（TEL:861-3328）へお問い合わせください。）

(4) 祖父母の税額を合算する場合があります

① 同一世帯に、保護者より収入が高い祖父母がいる場合は、祖父母の税額を合算して保育料の算定を行うことがあります（祖父母合算といいます）。

② 保護者の直近の収入が生活保護基準を上回る場合は、祖父母合算を解除することができますので、次の書類をご持参のうえ、窓口でお申し出ください。

・就労証明書（直近3か月分の実績の記載があるもの）

・給与明細書など、収入がわかる書類（直近3か月分）

2. 保育料の減免について

(1) 保育料の減額免除制度があります

次のいずれかに該当する世帯は保育料が減免できる場合がありますので、入園申込書（様式 1）の「世帯の状況」にご記入ください。該当事由を確認するため、必要に応じて次の書類提出をお願いすることがあります。また、里親や被災者の方についても保育料が減免できる場合がありますので、お問い合わせください。

世帯の状況	提出書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書（世帯全員が記載されているもの）
ひとり親世帯（未婚の場合も含む）	次のうち いずれか 1 つ ・ 児童扶養手当受給者証の写し ・ 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し （※「こども医療費助成金受給資格者証」ではありません。） ・ 戸籍謄本（離婚日の記載があるもの）※受理証明書でも可
在宅障がい者（児）がいる世帯	次のうち いずれか 1 つの写し 特別児童扶養手当（認定・有期再認定・障害認定）通知書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または、障害基礎年金証書

(2) 多子軽減について

- ① 入所児童に同一生計の兄や姉がいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が安くなる場合があります。
- ② 以下の【多子区分表】を参考に、児童の多子区分を確認し、P.38の「階層別保育料算定表」で保育料をご確認ください。
- ③ きょうだいが新制度未移行幼稚園、企業主導型保育園、特別支援学校幼稚部、児童デイサービスを利用している場合は、在園証明書をご提出ください。

【多 子 区 分 表】きょうだいのカウント方法は、世帯の市民税所得割額で決まります。

世帯の市民税 所 得 割 額	きょうだいの カウント方法 【(同一生計の きょうだいに 限る) (※1)】	多子区分の例			
		小学 4 年	5 歳 (市外の幼稚園在籍)	4 歳 (認可外施設在籍) ※企業主導型は除く	2 歳 (認可園在籍)
57,700 円未満 (ひとり親や在宅 障がい者のいる 世帯は 77,101 円 未満)	年齢に関係なくきょうだいの数	第1子	第2子	第3子	第4子
上記以外	対象施設に在籍している未就学のきょうだいの数 (※2)	カウント外	第1子	カウント外	第2子

- ※1 進学などの理由により別住所で居住しており、保護者の扶養に入っているきょうだいがいる場合は、社会保険証等の写しをご提出ください。
- ※2 対象施設は、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援または医療型児童発達支援サービスです。
那覇市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所・新制度移行幼稚園（P.57参照）に在籍している児童は市で確認できるため届出不要です。

3. 給食費の減免制度があります

3 歳児クラスから園が定める給食費が発生し、給食費は主食費と副食費にわかれています。

※給食費は施設によって金額が異なります。くわしくはP.41～P.54施設情報一覧でご確認ください。

以下に該当する世帯は、給食費が減免できる場合があります。

(1) 2号認定児童

①減免対象者（aまたはbに該当）

- a 保護者の市民税所得割額57,700円未満の世帯の子ども
(ひとり親世帯等は市民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども)
- b 未就学の保育施設等を利用しているきょうだいのみカウントして第3子以降の子ども
(未就学の保育施設等はP.36【多子区分表】※2参照)

②減免額

- ・ 主食費 600 円免除（市内に在住しており、市内の施設に在籍している児童）
- ・ 副食費 全額免除

(2) 1号認定児童

①減免対象者（aまたはbに該当）

- a 保護者の市民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども
- b 小学校3年生以下の保育施設等を利用しているきょうだいのみカウントして第3子以降の子ども
(保育施設等はP.36【多子区分表】※2参照)

②減免額

- ・ 主食費 500 円免除（市内に在住しており、市内の施設に在籍している児童）
- ・ 副食費 全額免除

(3) 手続きについて

特別な手続きは不要ですが、他市町村に在住していた方など世帯の課税額が確認できない場合、市町村民税課税証明書を求める場合があります。

4. 保育料および給食費の支払方法

私立認可保育園の保育料および公立こども園の保育料・給食費は那覇市が徴収します。毎月 20 日納付期限です。口座振替または納付書でお支払いすることができますが、口座振替でのお支払いをおすすめします。

施設徴収については、各施設へお問い合わせください。

	私立保育園	小規模、事業所内	私立、公私連携こども園	公立、公立みらいこども園	私立幼稚園
保育料	市徴収	施設徴収	施設徴収	市徴収	施設徴収
給食費	施設徴収	—	施設徴収	市徴収	施設徴収

市徴収の園で、口座振替手続きをしたのに納付書が届いた場合は、口座登録が完了していません。登録完了後に口座振替開始通知でお知らせしますので、振替開始月までは納付書での納付をお願いします。市徴収の場合、金融機関、コンビニエンスストアに加え、PayPay、PayB、d払い、auPayでの支払が可能です。